徳島県告示第535号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第３項の規定により、徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務に係る公金の収納の事務の指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第４項の規定により告示する。

令和８年10月27日

徳島県知事　　後藤田　　正　　純

名　称	住所又は事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
弁護士法人エジソン法律事務所	東京都千代田区神田錦町１―８―11錦町ビルディング４階・８階	東京都千代田区神田小川町二丁目３番13号M&Cビル７F	令和８年９月26日